



第 1 回 学校運営協議会



学校教育目標

「ふるさとを愛し 夢に向かい 共に学び 行動する子」

令和 6 年 5 月 1 0 日(金)13:30～15:30

- 1 会長挨拶
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書交付
- 4 自己紹介
- 5 浜松市学校運営協議会規則確認（教頭）
- 6 議長の選出（出席した委員の中から互選）
- 7 前回の会議録、令和 5 年度協議会自己評価の確認（CS ディレクター）
 - ・令和 6 年度の学校運営協議会の目標を定める
- 8 熟議
 - （1）学校運営の基本方針について概要説明（校長）
 - （2）夢育やらまいか事業に対する意見書について（教頭）
 - （3）学校支援について（学校支援 CD）
- 9 連絡
 - ・ 次回開催日
7 月 4 日(木) 13:30～15:30

浜松市学校運営協議会規則

令和元年 8 月 2 9 日

浜松市教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和5年度 第4回 下阿多古小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和6年2月9日（金） 13時25分から15時20分まで
- 2 開催場所 下阿多古小学校 会議室
- 3 出席委員 野澤 講一、大石 欽也、坪井 道男、新井 恵美子、大柴 智恵、
内山 達也、武田 あゆみ
- 4 欠席委員 出野 光雄、大石 敏也、市川 紀史
- 5 学 校 大石 浩史（校長）、藤岡 政哉（教頭）、沖 みどり（CSディレクター）
- 6 傍聴者 なし
- 7 会議録作成者 CSディレクター 沖 みどり
- 8 議長の選出

司会の藤岡教頭から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、野澤会長から新井委員を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

9 協議事項

- （1）前回の会議録確認
- （2）学校関係者評価について
- （3）次年度の学校運営の基本方針について
- （4）学校運営協議会委員の自己評価について
- （5）夢育やらまいかCS加算分の報告

10 会議記録

司会から、委員総数10人のうち7人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

（1）前回の会議録確認

議長の指示により、CSディレクターから、別紙資料に基づき第3回下阿多古小学校運営協議会会議録について説明があり、全員異議なくこれを承認した。

（2）学校関係者評価について

議長の指示により、教頭から、別紙資料に基づき学校関係者評価について説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・ 「下阿多古のよさを感じている」の項目が児童にとって高評価であることが大変嬉しい。地域の方の支援があってこそその評価であると思う。また、昔から変わらない支援が伝統として継続されていることは、すばらしいことである。（武田委員）
- ・ 子供たちが、よりよい環境の中で、この地域ならではの支援を受けて大きく育っている。下阿多古の子供たちは幸せであると思う。（大柴委員）

- ・ 「読書・学習習慣」の項目が低いことに危機感を持った。学校での習慣づけをお願いできればと思う。「夢や希望をもたせる」ことは、保護者に委ねる項目ではないか。(内山委員)
- ・ 「安心した学校生活」のいじめに関する学校側の指導としては、保護者からは、直接的には見えない部分であると思う。(武田委員)

(3) 次年度の学校運営の基本方針について

議長の指示により、校長から、別紙資料に基づき次年度の学校運営の基本方針について説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・ 本年度も学校のグランドデザインに沿った授業が成されていたように思う。ＩＣＴに関する「情報モラル」について、これからの情報社会にとって重要な事であるため学校側での指導をよろしく願いたい。地域の支援に関しては、下阿多古小では熟成されているため、今後の課題は後継者の育成にあると思う。(野澤会長)
- ・ 下阿多古小は、心優しい子供たちが多い。「つよい心」を目標に、前に出る勇気を持つ子供たちに育て欲しい。(武田委員)

阿多古から出ていった人達の中にも、社会にもまれ、いろいろな経験をしてふるさとに戻ってくる方もいらっしゃる。悲観することなく、小学校生活の中で子供たちを育むことが大事だと思う。(大柴委員)

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(4) 学校運営協議会委員の自己評価について

議長の指示により、教頭から、別紙資料に基づき学校運営協議会委員の自己評価について説明があり、委員からは、以下の発言があった。

〈評価項目１〉

- ・ 学校教育目標を少なからず理解することができ、熟議を重ねることができた。今後ももう一步踏み込んで、先生の教育活動の邪魔にならない様に運営をサポートしていきたい。(内山委員)
- ・ 授業参観を通し、「学校教育目標」が授業の中に反映されていると感じた。(野澤会長)
- ・ いじめ防止において、現在運営されている「こども教室」は、学校と家庭をつなぐ重要なポジションにあると敬意を表する。(武田委員)

〈評価項目２〉

- ・ 協議会の中で、タブレットを使った授業の一端を経験できたことは、非常に良かった。熟議を深める活動として効果があったと思う。(内山委員)
- ・ ＩＣＴの活動において「情報モラル」についての教育は必要不可欠である。(大石副会長)

〈評価項目 3〉

- ・ 下阿多古小は、以前から地域のつながりが深く、父兄とは別に地域の支援を受けてきた学校と考えている。しかし、少子化と共に人口減、高齢化が進み、今後の取組みをどう変えていくかが課題だと思う。(内山委員)
- ・ 「米作り」でも、地域の担い手が高齢となり、早期の後継者探しをお願いしたい。(坪井委員)

(5) 夢育やらまいかC S加算分の報告

議長の指示により、教頭から、別紙資料に基づき夢育やらまいかC S加算分の報告があり、全員異議なくこれを承認した。

その他報告事項等

司会から、令和6年3月18日(月)午前開催の卒業式と令和6年4月5日(金)午前開催の入学式への、参列のご依頼があった。

(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(下阿多古小学校) 学校運営協議会長

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

2年目を向かえて、学校教育目標を少なからず理解ができ、熟議を重ねることができた。また、その目標が、授業の中に反映されていると感じた。

授業参観にて、子供たちが臆することなく参観者に自然に接してくれる姿を目にし、小規模校ならではの学校教育目標に即した成果が得られていると思う。

1年～6年を通して「学校教育目標」に沿った授業が成されている。本年度はICT支援について重点を置き、熟議することができた。

また、「ふるさとを愛する子」を育てていくために、家庭や地域とのつながりをどう広げていくかを考えた。

いじめ防止の基本方針については、下阿多古小学校での現状を把握することができ、委員それぞれの考えを聞くことができた。

＜評価項目2＞ 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

ICTにおける授業の質の向上に向け、どのような支援ができるのかグループワークを行い、委員個々の考えを率直に聞くことができた。

タブレットを使用し、子供たちが普段行っている授業の一端を経験でき、今後の支援を考えるための参考になった。

「あゆっ子応援団」の応募用紙を作成したものの募集が滞っている現状に際し熟議したが、やはり、地域の方が集まるイベントにて、積極的な声掛けが必要であるとの結論となった。

下阿多古小学校の伝統として手がけている「米作り」への参加を呼びかけるための熟議してきた。地域の方々の興味のきっかけをつかめればよいと思っている。

＜評価項目3＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

3年目となる学校運営協議会は、地域として、経験を通じて生きる力を養える場を提供していくにはどうするかを考えていけば良いと思う。必要な人材を積極的に探していきたい。

少子化と共に人口減、高齢化が進み、今後の取組みをどう変化させていくかが課題となる。

下阿多古小伝統の「米作り」の地域の担い手が高齢となり、後継者育成やお手伝いのボランティア探しに、早急に対処していきたい。

来年度は「あゆっ米」の販売を実現するための支援を考えていきたい。

引き続き、学校と連携協働し、ICTの支援について熟議を進め、人材の確保に努めたい。学校側からの課題を提供していただくことで、協議会での熟議を深めていくことができると思う。

来年度も「あゆっ子応援団」の募集にも力を入れ、団員たちの活動の場を広げていきたい。

令和6年度 下阿多古小学校グランドデザイン

- ◆国の施策
・「生きる力」の育成 ・社会に開かれた教育課程
- ◆はまつの教育
・自分らしさを大切にする子供
・夢と希望を持ち続ける子供
・これからの社会を生き抜くための資質や能力を育む子供
- ◆清竜中学校区
自分の良さに気づき、他者との関わりを大切に、夢に向かって努力する子

- ◆校区の実態
○阿多古川を中心とした豊かな自然に恵まれている。
○温かな地域との関わりを通して、学校や子供たちは、見守られ、支えられている。
- ◆児童の実態
○明るく素直で学年関係なく接する。
○真面目でやるべきことを確実にやり遂げようとする。
▲自分で判断し行動したり、粘り強く取り組んだりする。
▲多様な考えに触れ、新しいことを創造し、挑戦する。

校 訓 「 強 く 正 し く 朗 ら か に 」

学校教育目標 ふるさとを愛し 夢に向かい 共に学び 行動する子

教育目標具現のための3つの柱(キャリア教育の推進)

将来設計・選択の力
(未来のわたし)

他者に働き掛ける力・
コミュニケーション力
(大切な仲間)

計画・立案・実行・評価の力
(計画と実行)

< 確かな学力 >

- 「自分の考えをもち進んで伝え合う子の育成」を目指した授業研修
・主体的・対話的で深い学び ・個別最適な学びと協働的な学び
- ICT機器の活用促進と情報活用能力の育成 (情報活用の実践力・情報モラル)
- 複式授業の学習スタイルをモデルとした学び方の習得

< 豊かな心 >

- 「今、何をすべきか」を考え、行動する子を育む機会や場の設定
・気づいて行動 ・ソーシャルスキル ・動と静の切り替え ・聴く姿勢
- 多様性にふれ、他者を尊重し、自分の可能性を広げる場の設定
・異学年交流 ・連合教育 ・自分から行う気持ちのよい挨拶 ・「ありがとう」と素直に言える
- 自分のよさを知り、なりたい自分を思い描く場の設定

< 強い心と健やかな体 >

- 個に応じた自力解決と挑戦の場の設定及び、個に寄り添った支援
・「分かった」「できた」の積み上げ ・「分からない」と言える ・「やってみよう」と思える
- 体力や技能の向上に向け、めあてを持って運動に取り組むことができる場の工夫
- 心身の健康や安全に対する意識を高め、実践につなげる機会の設定

ふるさと下阿多古を愛する心の醸成

- 地域の人材や環境を活用した教育活動の推進と、その価値づけ
- 地域の「ひと」「もの」「こと」との関わりへの気づき、大切に思い、感謝する



安定した学校経営の基盤

- ◆ 児童・保護者・教職員が安心できる学校風土づくり(温かい関わり、いじめを生まない、見逃さない)
- ◆ 保護者や地域から信頼される学校の推進(学校HP・ブログ、学校だより、教育相談体制、CS)
- ◆ 家庭との連携による学習・生活習慣の確立(家庭学習、保健だより「早寝、早起き、朝ごはん」の啓発)
- ◆ 児童の健康と安全を守る環境づくりと危機管理体制の構築(施設設備、防犯・防災、いじめ防止)
- ◆ 教職員の資質向上と心身の健康増進の両立(学び続ける教師 実効性のある働き方改革)

「また明日。」と、みんなが思える学校 ～ ウェルビーイングの実現 ～

支援事業（2023）	担当者・講師
■あゆみプロジェクト ・育苗（種まき） 田植え すがい作り 稲刈り 脱穀 もみすり 精米	青葉会・市川敏夫さん
■クラブ活動 ・グラウンドゴルフ 竹細工 手芸	青葉会・池上正巳さん 手芸は職員が担当
■その他支援事業 ・桃狩り 梨狩り ・稚アユの放流 ・ホットメーブル作戦（年賀状） ・合唱指導 ピアノ伴奏 ・下阿多古の歴史 ・そろばん指導 ・昔の遊び ・大型紙芝居 ・読み聞かせ ・農業見学（市川さん工場） ・工場見学（松野材木店） ・まち探検 ・まち探検 ・よりよい未来のために（サウナ天竜・ヴィラ阿多古・あたご商店・タマガレージカフェ） ・花壇の水やり（夏休み） ・昔の道具見学	鈴木堆保さん 阿多古川漁業組合 地区社会福祉協議会 野澤須美子さん 岡田あすかさん 大石欽也さん 全国珠算教育連盟 青葉会 天竜お話の会 下阿多古母親クラブ 市川敏夫さん 松野智仁さん 下阿多古ふれあいセンター 宗建寺 安藤さん（上野） 鈴木達也さん・森歌之さん・大石善正さん・渡邉三千穂さん 加藤悦子さん・武田こはるさん 林さん

薬学講座 移動環境教室 バーチャルUD講座 こども音楽鑑賞教室 ポート体験 校外学習 ストレスマネジメント講座
 ストーリーテリング 下水道教室 杉の子の日 交通安全リーダーと語る会 観劇教室 四小連合同授業

「あゆっ米」年間スケジュール 2024

	活動予定日	市川敏夫さん	青葉会の皆さん	小学校・幼稚園	支援員
2月		○春田おこし(1回目) (機械搬入)			「両島婦人部」 「農業を考える会」 「体育振興会」 「PTA保護者」 「あゆっ子応援団」
3月					
4月		○田おこし(2回目) (機械搬入)			
5月	21日(火)	○育苗種まき 機械の中で3日間 育成後、外にだして育てる ○肥料まき		○苗の種まき(5年生) (市川さん作業場) → 肥料学校購入	
6月	約23日間 14日(金) ↑18日(火)	○水入れ ○代掻き(1回目) (機械搬入) ○代掻き(2回目) (機械搬入) ○苗を学校へ運ぶ ○田植え … 機械使用	○畦の草刈り ○田植え ○ひえの除草剤まき (野中賢一さん)	○どろんこ遊び(幼稚園) → 除草剤学校購入	○草刈り (体育振興会) 草刈り ～ お手伝い募集 ～ ○田植え
7月	4ヶ月	○中干し(水を抜く) ○水草用除草剤をまく → 除草剤市川さん購入 ○草刈り	○田んぼ見回り		草刈り ～ お手伝い募集 ～
8月			○田んぼ見回り		
9月	27日(金)	○消毒薬を噴霧器でまく カメムシ駆除・いもち病予防のため → 消毒薬市川さん購入	○すがい作り事前準備 わら・はかまをとる ○すがい作り	○すがい作り(5年生)	○すがい作り事前準備 ○草刈り (PTA奉仕活動) ○すがい作り
10月	15日(火) 2週間	○草刈り	○草刈り ○畦、田んぼ周り草刈り ○稲刈り ○稲刈り … 機械使用 (野中賢一さん)	○はざを設置(5・6年生) ○稲刈り(全校児童・幼稚園)	草刈り ～ お手伝い募集 ～ はざ設置 ～ お手伝い募集 ～ ○稲刈り
11月	5日(火) 7日(木) 3日間	○脱穀 (機械搬入) ○もみすり (市川さん作業場)		○脱穀(5年生) ○もみすり(5年生) ○精米(川島米穀店) 担当の先生により運搬 ○パッケージール作り (5年生)	
R7. 2月	6日(木)				○あゆっ米販売 ～ お手伝い募集 ～ ○保護者・関係者へ「あゆっ米」配布

あゆっ米プロジェクト支援活動

草刈り・田植え・すがい作り・稲刈り・あゆっ米販売